

【参 考 資 料】

人権啓発基本計画改定までの経緯

1 墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会

	日時	内容
第1回	令和3(2021)年5月26日	・墨田区人権啓発基本計画改定検討委員委嘱 ・墨田区人権啓発基本計画の1章の検討
第2回	令和3(2021)年6月23日	・墨田区人権啓発基本計画の2章の検討
第3回	令和3(2021)年7月28日	・墨田区人権啓発基本計画の2章及び3章の検討
第4回	令和3(2021)年9月14日	・墨田区人権啓発基本計画(改定版)の素案について
第5回	令和4(2022)年1月26日	・墨田区人権啓発基本計画(改定版)案について

2 パブリックコメント

実施期間	閲覧場所
令和3(2021)年12月10日 ～ 令和4(2022)年1月11日	区公式ホームページ、区役所1階区民情報コーナー、図書館、図書室、社会福祉会館、すみだ女性センター、人権同和・男女共同参画課

3 墨田区人権啓発基本計画改定検討委員

委員氏名	職業・役職等	備考
炭谷 茂	社会福祉法人恩賜財団済生会理事長	委員長
阿部 博道	弁護士、東京人権擁護委員協議会墨田地区委員	副委員長
西澤 直子	慶應義塾福澤研究センター教授、すみだ女性センター運営委員会委員長	
岸田 玲子	墨田区民生委員・児童委員 墨田区主任児童委員、すみだ人権啓発センター副理事長	
坂井 新二	公益財団法人東京都人権啓発センター専門員	
古野 ひとみ	NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会理事	

墨田区人権に関する意識調査（令和元年8月実施）の概要

1 調査実施の目的

平成23（2011）年に策定した「墨田区人権啓発基本計画」の改定を検討しており、区民の皆様の人権問題に関する意識を把握し、その基礎資料とするために本調査を実施しました。

2 調査の項目

- ① 人権問題全般
- ② 女性の人権
- ③ 子どもの人権
- ④ 高齢者の人権
- ⑤ 障害のある人の人権
- ⑥ 同和問題
- ⑦ 日本に居住している外国人の人権
- ⑧ エイズ患者・HIV感染者の人権問題
- ⑨ 犯罪被害者やその家族の人権問題
- ⑩ インターネット上の人権問題
- ⑪ 性的マイノリティ（LGBT等）に関する人権問題
- ⑫ 災害時における人権問題
- ⑬ 見た目問題に関する人権問題
- ⑭ 基本属性

3 調査期間

令和元（2019）年8月6日（火）～8月26日（月）

4 調査方法

調査地域：墨田区全域

調査対象：墨田区在住の18歳以上の男女（外国籍含む）

標本数：2,000サンプル（外国籍含む）

抽出方法：層化無作為抽出法

調査方法：郵送配布－郵送回収（督促はがき1回）

5 回収結果

有効回収数：752人

回収率：37.6%

以上

墨田区人権啓発基本計画（平成28年度～令和3年度）の各施策の評価

※本計画において掲載されている順番どおりに記載

「A」計画通り実施し、人権教育または人権啓発の視点においても十分な効果を発揮した。
「B」計画通り実施し、人権教育または人権啓発の視点においても概ね効果を発揮した。
「C」人権教育または人権啓発の視点において課題が残る。
「D」諸事情により事業を実施できなかった。

1 同和問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
窓口課	各種証明書の不正取得の防止	A	窓口や郵送による各種証明書の請求時における請求事由の正当性の確認を行い、不正取得の防止を図ることができた。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、同和問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。
	相談事業	A	人権問題等の相談事業は年間を通して行っている。
	同和对策本部会議等の開催	A	毎年度、同和对策本部会議及び各同和对策協議会を開催し、庁内で情報共有を行うとともに、関係団体とも連携を図ることができた。

2 女性の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和・男女共同参画課	墨田区男女共同参画推進委員会等の開催	A	男女共同参画推進プラン進捗状況報告に係る第三者評価や、区民との意見交換会など、毎年、積極的活動を展開している。
	墨田区男女共同参画苦情調整委員会の開催		平成18（2006）年10月に設置されて以来、男女共同参画に関する苦情申出はこれまでなかったため、実績はない。
	墨田区男女共同参画に関する区民意識調査の実施	B	計画期間中では、平成24（2012）年度と29（2017）年度に実施しており、男女共同参画推進プランの改定に当たっての根拠データとしての活用や、啓発事業を展開する上での参考にしている。

	男女共同参画事業の実施	B	区民向け事業は拠点施設である女性センターで実施している。区内企業向けWLBセミナーなどを実施してきた。
	男女共同参画情報誌「すずかけ」の発行	B	区民との協働で作成しており、区民目線での男女共同参画、多様な性、自殺防止等情報発信ができた。
	DV防止啓発カードの作成・配布	B	DV防止啓発カードを作成し、医師会・歯科医師会・薬剤師会に、配布を依頼する他、都のデートDV防止啓発カードを、中学3年生と新成人に配布してきた。
	DV・デートDV予防啓発講座の開催	B	若年層や男性も対象とし、興味を持ちやすいテーマを取り入れながら集客を確保して実施した。学校への出前講座も継続できた。
	女性のためのカウンセリング及びDV相談	A	他機関と連携しながら、女性の自立を促しエンパワメントするカウンセリング手法の長所を活かし業務を行った。
生活福祉課	女性に対する暴力、性的被害など女性の人権侵害や女性福祉に関する相談・緊急一時保護等、その他の援助	A	保護・援助を必要とする女性、DV被害者及びストーカー被害者などに対して、相談・緊急一時保護などを通して自立に向けた支援を行っている。
	一時保護施設及び社会福祉施設への入所の援助	A	住居立ち退き等で居所を失った女性や、DV被害者及びストーカー被害者などの保護・援助を必要とする女性に対して、相談と入所の援助を行っている。
	女性福祉資金等の貸付を通じた経済的な自立と安定の援助	A	経済的に自立して安定した生活を送るために、目的により必要な額を各資金の限度額内で貸付けを行い、女性福祉の増進を図っている。
窓口課	住民基本台帳事務におけるDV及びストーカー行為等被害者の支援措置	A	法令、通達などにに基づき対応を図るとともに、状況に応じ、要綱、マニュアル等の改訂を行う。 また、DV支援措置対象者が大幅に増加しているため、支援者に関する住所情報等の請求については、より一層厳格に対応する。 平成27（2015）年度：337件 28（2016）年度：366件 29（2017）年度：422件 30（2018）年度：428件 令和元（2019）年度：465件 2（2020）年度：538件 (他の自治体で支援を受けている者を含む)
人権同和・男女共同参画課	男女共同参画の視点からの防災対策・女性の防災行動力向上講座等の開催 ・男女共同参画視点の防災パネル及び災害備蓄品の啓発展示 ・男女共同参画の視点からの避難所マニュアルの改訂	A	【すみだ女性センター事業実績】 平成28（2016）年 女性の防災行動力向上講座（全2回×2回実施） 平成29（2017）年 同上（全2回コース、1回コース実施） 平成30（2018）年 男女共同参画連続基礎講座にて1コマ「男女共同参画視点で考える防災」実施 平成29（2017）～30（2018）年 協力委員会の情報資料委員会にて、防災について考える区民向けサロン実施。

防災課		B	<ul style="list-style-type: none"> 平成30(2018)年度、令和2(2020)年度に防災士育成事業を実施した。その研修カリキュラムの中で、避難所運営など男女共同参画に関する内容も取り入れた。 総合防災訓練において災害備蓄品の展示を実施した。また、東京都が作成した女性向け啓発冊子「東京くらし防災」の配布や、その内容に基づいた地域での防災講話を実施した。 避難所ごとに設置する地域防災活動拠点会議において、それぞれの避難所の運営マニュアルを作成・作成する中で、男女共同参画の視点を取り入れた。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、ポスターの掲示	A	平成28(2016)年度と令和元(2019)年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、女性の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。

3 子どもの人権問題

所管課名	施策	評価	評価の理由
子育て支援総合センター	児童虐待防止の区民向け啓発パンフレットの作成・配布	A	平成28(2016)年度、令和元(2019)年度にパンフレットを改訂。区民へ配布し、児童虐待防止についての啓発を行った。
	関係機関向け虐待防止マニュアルの作成・配付	A	令和2(2020)年度に虐待防止マニュアルを改訂・配布し、関係機関との連携強化を図った。
	虐待防止講演会の開催	A	平成28(2016)年度～令和2(2020)年度に虐待防止講演会を開催した(各年度1回)。
	子育てひろばの運営(両国・文花) ・子育てに関するさまざまな相談・講座の実施	A	「子育てひろば」を2か所運営し、子育てに関する講座の開催や、常駐の相談員が関係機関と連携を図りながら保護者等の子育てに関する悩みや不安に応じ、相談業務の充実を図った。
	子育て支援ボランティアの育成・活用 ・子育て支援員研修(子育てサポーター)	A	地域の子育て経験豊富な区民を子育てサポーターとして認定し、「すみだ子育て支援ネット“はぐ”」及び「すみだファミリー・サポート・センター事業」の担い手を育成した。
	養育家庭体験発表会・講演会の開催	A	平成28(2016)年度～令和2(2020)年度に養育家庭体験発表会を開催した(各年度1回)。→令和2(2020)年度から子育て政策課が実施
	子育て総合相談 ・子育てに関する総合的な相談の実施	A	子ども自身や保護者等からの育児・不登校・虐待・非行などさまざまな相談に応じた。また、内容に応じて関係機関と連携を図り、総合的支援を行った。

	墨田区要保護児童対策地域協議会の運営・代表者会議、実務者会議等の開催	A	平成28(2016)年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議58回開催 平成29(2017)年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議45回開催 平成30(2018)年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議52回開催 平成31(2019)年度 代表者会議2回開催、実務者会議3回開催 個別ケース検討会議51回開催 令和2(2020)年度 代表者会議2回開催、実務者会議4回開催 個別ケース検討会議53回開催
窓口課	住民基本台帳事務における児童虐待等被害者の支援措置	A	引き続き、法令、通達などにに基づき対応を図るとともに、状況に応じ、要綱、マニュアル等の改訂を行う。
指導室	いじめ問題防止啓発リーフレットの作成・配付	A	毎年4月に区立小中学校へ配布している。各学校は、全児童・生徒に配布し、保護者への周知と児童・生徒へのいじめ防止の指導に活用している。
	いじめ防止プログラムによる取組の実施	A	平成30(2018)年3月に改訂している。各学校における教員向けの研修会で活用し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めている。
	スクールサポートセンターにおける相談事業の実施(いじめ相談窓口24時間対応)	A	相談員が丁寧に対応し、相談者を安心させるとともに、相談内容に応じた適切な相談先を紹介するなど、早期対応を図っている。
	スクールカウンセラーによる学校での相談事業の実施	A	小学校第5学年、中学校第2学年で全員面接を実施するとともに、定期的な相談や授業観察等を通して、いじめの早期発見、早期対応に努めている。
すみだ教育研究所	教育相談室における相談事業の実施	A	教育相談事業を実施し、教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行った。 コロナ禍においても、電話相談による対応等により、継続して実施することができた。
指導室	生活指導主任会における情報提供及び研修会の実施	A	各学校での生活指導上の課題等について情報交換を行うとともに、関係機関との連携や研修会の実施など、児童・生徒の健全育成に向けた指導の充実を図っている。
広報広聴担当	中学生区議会	B	中学生区議会については毎年度実施した。参加者アンケートでは概ね理解度・好感度共に良好であった。今後、人権啓発を含め、実施テーマについて精査していく必要がある。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28(2016)年度と令和元(2019)年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、子どもの人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。

文化芸術振興課	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示 ・国が作成したリーフレット等の配布	A	外務省作成の啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示をした。
生活福祉課	子供の未来応援国民運動ホームページ（子供の未来応援プロジェクト）とのリンクによる啓発	A	継続して、区ホームページにリンクを作成し、啓発している。
	子どもの貧困対策連絡会（子どもの貧困対策推進本部）	A	毎年、子どもの未来応援に関する施策の実績を取りまとめ、事業評価を分析し、子どもの貧困対策推進本部会議に報告している。
窓口課	離婚時の養育費等の取決めについての啓発	A	離婚、親権、養育費の取決めや年金分割など離婚の際に関係する諸手続きをご案内するパンフレットを作成配布している。また、離婚届出時に未成年の子がいる場合は養育費の取決めの有無を確認している。

4 高齢者の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
高齢者福祉課	啓発講演会の実施	B	認知症講演会について毎年開催し、参加者のアンケート結果も良好だった。区民のニーズを十分把握し、テーマ設定や周知方法について工夫する必要がある。また、令和元（2019）年度の第3回、令和2（2020）年度の開催予定分について新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。
	男性介護者教室の開催	B	平成28（2016）年度から令和元（2019）年度までは当初計画通り毎月開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2（2020）年3月から7月まで開催を中止した。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、高齢者の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。
高齢者福祉課	高齢者権利擁護相談等の実施（高齢者虐待防止法に基づく対応）	A	高齢者支援総合センターと連携し、高齢者虐待の防止や権利擁護に資する相談・支援を行った。
	認知症高齢者家族介護者教室	B	日常生活圏域毎に認知症家族介護者教室を実施した。また、令和元（2019）年度、2（2020）年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部事業を中止した。

認知症サポーター養成、認知症ボランティア活動支援	B	認知症サポーター養成講座について、区内のボランティア人材を活用し、小学生から区内企業、町会、自治会、老人会等幅広い層に対して事業を実施した。令和2（2020）年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。
高齢者虐待・権利擁護検討会の開催	B	平成28（2016）年度から令和元（2019）年度までは計画通り月1回の検討会を開催した。コロナ禍の影響及び講師の都合により、令和2（2020）年度は希望者が法務課弁護士に相談する形式に変更して実施したが、内容の充実を図れなかった。

5 障害者の人権問題

所管課名	施策	評価	評価の理由
障害者福祉課	すみだスマイル・フェスティバルの実施	A	平成28（2016）年度～令和元（2019）年度に開催した。（令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止）一般来場者へ向けた障害者福祉に関する理解啓発を主な目的とした各コーナーを実施する第1部と、障害のある方及びその家族・参加団体の交流を目的とした障害者団体の舞台発表を中心とした第2部の2部構成で実施し、ノーマライゼーション理念の普及を図ることができた。
	障害者ふれあいバザーの開催	A	平成28（2016）年度～令和元（2019）年度に開催した。（令和2（2020）・3（2021）年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止）バザー会場において障害者就労施設等で作成した自主生産品の販売を行い、障害者団体の活動について広く区民にアピールすることができた。
	区民、区内事業者を対象にした障害者差別解消法に係る啓発の実施	A	法が施行された28（2016）年度に講演会の実施、障害者差別解消法に関するパンフレット、啓発グッズの作成を行った。令和2（2020）年度には、心のバリアフリー事業として、障害理解を促進する内容の冊子を作成した。
	職員対応要領に基づく障害者差別解消法に係る研修及び啓発の実施	A	職員が参加する障害者差別解消法に係る研修は、平成28（2016）年度（2回実施）と平成29（2017）年度に開催した。また、職員課が実施する職層研修等で啓発冊子を配布するなどし、法に関する周知を行った。
	ヘルプカードの周知・配布 ・必要な支援内容等が記載された「ヘルプカード」の周知と配布	A	障害者福祉課、各出張所、各保健センターの窓口で引き続きカードの配布を行った。また区ウェブサイトにおいても引き続きヘルプカードの周知を行った。
	人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A
広報紙による啓発 ・人権コラム、人権特集の掲載		A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、障害者の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。

障害者福祉課	障害者虐待防止センターの運営（障害者虐待相談窓口24時間対応）	A	障害者虐待防止法に基づき、墨田区に障害者虐待防止センターを設置し、24時間365日の通報体制、障害者の保護、広報・啓発等を実施した。
	墨田区地域自立支援協議会の開催	A	平成28（2016）年度から令和3（2021）年度まで毎年開催した。障害者及びその関係者と協議し、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進を行った。

6 インターネット上の人権問題

所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、インターネット上の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。
地域教育支援課	家庭教育パンフレット「おやこいっしょに（小学生低学年用：1～3年生・高学年用4～6年生、中学生用）」による啓発・ネット依存、ネットいじめ、フィルタリング等の注意喚起の掲載	A	毎年度、家庭教育パンフレットを保護者へ配布することで、家庭内におけるネット依存・ネットいじめの防止に関する教育の推進やフィルタリング等の啓発を行うとともに、各種相談窓口を周知した。

7 外国人の人権問題

所管課名	施策	評価	評価の内容
文化芸術振興課	国際化推進事業 ・国際化推進ボランティア研修会の実施 ・日本語ボランティア養成講座の実施 ・日本文化体験事業の実施 ・外国人のための防災訓練の実施 ・国際交流プログラムへの支援 ・外国人のためのリレー専門家相談会の実施	B	事業の見直しに伴い、以下の事業について、平成30（2018）年度をもって廃止・休止となった。 ・国際化推進ボランティア研修会の実施（廃止） ・日本文化体験事業の実施（廃止） ・国際交流プログラムへの支援（廃止） ・外国人のためのリレー専門家相談会の実施（休止） なお、その他事業については継続して実施している。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、外国人の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。

窓口課	外国語による生活情報等の提供	A	転入する外国人の希望者へ生活情報冊子を配布した。
文化芸術振興課		B	生活情報に係る刊行物を、多言語情報コーナー（区役所1階）に配架することで、生活情報等の提供をしている。 今後は、多言語情報コーナーの積極的な周知をし、より多くの外国人に生活情報が行きわたるようにする。

8 HIV感染者・ハンセン病等の人権問題

所管課名	施策	評価	評価の理由
保健予防課	エイズ予防研修会の実施 ・関係者を対象に、エイズの正しい知識と理解を普及させ、エイズとともに生きることをテーマとした研修会の実施	B	毎年度計画通りに実施した。令和2年度はコロナ禍であり集客、講師の選定ができず開催できなかった。
	エイズ予防啓発冊子の配布 ・国や東京都が作成した冊子等の配布	A	通年HIV検査を行っている本所保健センターと保健予防課窓口で冊子を配布した。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、ポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示するなど広く啓発を行うことができた。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、HIV感染者・ハンセン病等の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行い、広く啓発を行うことができた。
保健予防課	エイズ相談・HIV抗体検査の実施 ・エイズの早期発見及びまん延防止を目的にした電話相談、来所相談、抗体検査カウンセリングの無料実施	B	毎年度計画通り実施した。令和2（2020）年度は緊急事態宣言中は検査の実施が困難であった。解除後は、人数制限並びに個別相談を電話相談体制とし相談体制を維持した。

9 さまざまな人権問題（1）犯罪被害者やその家族の人権問題

所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、犯罪被害者等の人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、犯罪被害者等の人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。

9 さまざまな人権問題（2）企業における人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和・男女共同参画課	民間団体向け研修会・区内企業等からの要請による研修講師の派遣等	B	企業からの研修講師の要請はなかったが、毎年度、介護保険事業者や指定管理者・業務委託事業者への研修講師を行っている。令和2年度については、コロナのため中止となった。
	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、企業における人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、企業における人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。
9 さまざまな人権問題（3）路上生活者の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
指導室	「路上生活者への偏見・差別の解消を図るための取組に関する基本方針」の作成と取組の実施	A	「特別授業」を年間3回、学年に応じて全小中学校が取り組んでいる。児童・生徒の人権感覚を養うとともに、人権侵害行為をしない・させない・許さない墨田区立学校づくりの一層の推進を図っている。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、路上生活者の人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、路上生活者の人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。
9 さまざまな人権問題（4）アイヌの人の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、アイヌの人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、アイヌの人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。
9 さまざまな人権問題（5）北朝鮮当局による拉致問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、拉致問題に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。
	広報紙による啓発・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、拉致問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。

9 さまざまな人権問題（6）刑を終えて出所した人の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
地域教育支援課	保護司活動の支援 ・社会を明るくする運動への支援	A	更生保護活動の理解を地域に浸透させるため、社会を明るくする運動の活動を支援した。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	B	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。出所した人の人権に関するポスターやリーフレット等についてはとくに掲示していない。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、出所した人の人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。
9 さまざまな人権問題（7）性的マイノリティ（性同一性障害・性的指向）の人の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
関係各課 （人権同和・男女共同参画課）	申請書等の性別欄の記載についての配慮	B	平成30（2018）年度に「性別欄のある帳票類に関する調査」を行った。回答のあった398件中、性別欄の削除が可能なものが68件、削除は出来ないが工夫は出来るものが29件、法律等により記載が定められているので削除できないものが301件となった。また、職員向け啓発冊子でも、性別欄の記載についての配慮を啓発している。
指導室	教職員向け研修会の実施	B	指導室主催の研修会を平成29（2017）年度及び令和3（2021）年度に実施した。また、東京都教育委員会の研修会に参加し、性同一性障害・性的指向についての理解を深めている。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	A	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。また、性的マイノリティの人の人権に関するポスターやリーフレット等についても庁舎や区内施設等で掲示している。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、性的マイノリティの人の人権問題に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。
9 さまざまな人権問題（8）中国残留邦人等の人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	B	平成24（2012）年度に作成した啓発冊子「人権感覚」に掲載し、平成28（2016）年度まで啓発を行っていた。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権特集の掲載	B	中国残留邦人等の減少化、高齢化があり、支援は行っている。東京都でも人権問題としては特に扱っていないため、現在は掲載していない。

9 さまざまな人権問題（9）災害時における人権問題			
所管課名	施策	評価	評価の理由
防災課	町会・自治会等に対する講演会等の開催 ・住民防災組織育成研修会	B	例年8月に住民防災組織を対象に研修会を開催している。平成30（2018）年度は避難所運営をテーマに開催し、避難所の運営方法や避難所生活の中で生じる課題、女性や要配慮者への配慮等について講演された。
人権同和・男女共同参画課	男女共同参画の視点からの防災対策 ・女性の防災行動力向上講座等の開催 ・男女共同参画視点の防災パネル及び災害備蓄品の啓発展示 ・男女共同参画の視点からの避難所マニュアルの改訂	A	【すみだ女性センター事業実績】 平成28（2016）年 女性の防災行動力向上講座（全2回×2回実施） 平成29（2017）年 同上（全2回コース、1回コース実施） 平成30（2018）年 男女共同参画連続基礎講座にて1コマ「男女共同参画視点で考える防災」実施 平成29（2017）～30（2018）年 協力委員会の情報資料委員会にて、防災について考える区民向けサロン実施。
防災課		B	・平成30（2018）年度、令和2（2020）年度に防災士育成事業を実施した。その研修カリキュラムの中で、避難所運営など男女共同参画に関する内容も取り入れた。 ・総合防災訓練において災害備蓄品の展示を実施した。また、東京都が作成した女性向け啓発冊子「東京くらし防災」の配布や、その内容に基づいた地域での防災講話を実施した。 ・避難所ごとに設置する地域防災活動拠点会議において、それぞれの避難所の運営マニュアルを作成・作成する中で、男女共同参画の視点を取り入れた。
	外国語で書かれた防災マップ等の配布	B	防災マップ（外国語版）を作成し窓口で配布している。また、その内容を墨田区防災マップアプリでも提供している。なお、区HP上「外国人向けの防災情報」では、内閣府や東京都の情報も含めて啓発している。
人権同和・男女共同参画課	啓発冊子の配布、啓発ポスターの掲示	B	平成28（2016）年度と令和元（2019）年度に、啓発冊子「人権感覚」を改定し、各種イベント等で配布した。災害における人権に関するポスターやリーフレット等についてはとくに掲示していない。
	広報紙による啓発 ・人権コラム、人権特集の掲載	A	毎年度、広報紙で年3回以上の人権コラムや12月の特集号を掲載しており、災害における人権に関する啓発や、相談先等の情報提供を行っている。
	災害時における人権、女性に関する相談の実施		避難所を開設して、人権、女性に関する相談の実施を行うような事象は無かった。
防災課	女性や要配慮者に配慮した備蓄物資の充実	B	生理用ナプキンやパンティーライナー等の女性用備蓄物資、おむつやリハビリパンツ等の要配慮者用備蓄物資といった既存の備蓄物資の更新を行った。 また、乳幼児用に備蓄していた耐熱ガラス製の哺乳瓶は避難所開設当初に消毒（又は煮沸）することが難しいため、使い捨ての哺乳瓶に見直しを行った。

10 人権教育			
所管課名	施策	評価	評価の理由
指導室	人権教育推進連絡協議会 ・区立幼稚園・区立小中学校教職員を対象に人権教育推進上の課題解決に資することを目的として、同和問題等、人権課題について、講義、施設見学会等を実施	A	区内幼稚園、小中学校の教職員を対象に年3回実施している。東京都人権施策推進指針に示されている人権課題について、講師を招聘した研修、フィールドワークや施設見学等を計画的に実施し、教員の人権教育への理解と啓発を図っている。
	東京都人権尊重教育推進校実践発表会の開催 ・都内幼稚園・小中学校教職員を対象に研究発表会を開催	A	東京都人権尊重教育推進校3校による実践発表会を開催している。令和元(2019)・2(2020)年度は資料提供及び動画配信による発表を行い、推進校の取組を都内の幼稚園・小中学校へ発信している。
	人権教育実践事例集の発行 ・区立幼稚園・小中学校、関係機関に配付	A	区内人権尊重教育推進校の取組を実践事例集としてまとめ、区立幼稚園・小中学校、関係機関に配布し、推進校の取組を発信し、活用を図っている。

11 人権啓発			
所管課名	施策	評価	評価の内容
人権同和・男女共同 参画課	人権擁護委員の活動支援 ・人権の花運動 ・人権作文 ・子どもたちの人権メッセージ発表会 ・小中学校での人権教室、人権講演会	A	人権が尊重された社会に向けて、人権擁護委員の活動支援・連携等を行いながら、各種人権啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ることができた。 令和2(2020)年度の人権作文は、新型コロナウイルス感染症のため中止。
	人権ボランティア団体「すみだ啓発センター」の活動支援 ・平成17年4月に墨田地区人権擁護委員会と区が共同で設立区は、人権講演会の開催等、地域での人権啓発活動を支援する。	A	人権が尊重された社会に向けて、すみだ人権啓発センターの活動支援・連携等を行いながら、人権講演会の開催やすみだまつり・こどもまつりでの出展等により各種人権啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図ることができた。 令和2(2020)年度のすみだまつり・こどもまつりと人権講演会は、新型コロナウイルス感染症のため中止。
地域教育支援課	社会を明るくする運動の支援 ・墨田区推進委員会において保護司会を中心に他団体と連携・協力しながら運動を展開する。	A	更生保護活動の理解を地域に浸透させるため、社会を明るくする運動の活動を支援した。
厚生課	民生委員・児童委員活動	A	東京都福祉保健局が実施した人権研修の受講により、活動に役立つような人権問題の正しい理解と認識を深めることが出来た。

人権同和・男女共同参画課	人権フェスティバル ・人権問題講演会等の実施	A	毎年10月に人権啓発と地域交流を目的に幅広い層が参加できるようきねがわスタンプラリーを実施。12月の人権週間は人権意識の啓発のため講演会等の行事を実施している。 令和2（2020）年度の人権講演会は、コロナのため中止。
地域教育支援課	人権啓発イベント ・人権講演会等のイベントを通して、差別や偏見をしない、なくそうとする意欲を身に付ける契機とする。	A	人権同和担当と連携し、広く人権啓発普及に向けた講演会を実施した。
	人権・同和教育（団体活動育成事業） ・人権尊重を基盤に少年・女性及び青年団体の文化・教育活動を援助する。	A	部落解放同盟東京都連合会墨田支部と連携し、人権啓発普及に向けた事業を実施した。
人権同和・男女共同参画課	差別事象対応マニュアルの周知	A	年度初めに差別事象対応マニュアルを全課に周知し、各課で差別事象と思われる案件があった際に、マニュアルのとおりに対応してもらうことができた。
広報広聴担当	広報紙等による人権啓発 ・広報紙への人権特集・啓発記事の掲載 ・区ホームページの掲載 ・ケーブルテレビを活用した区政情報番組で人権に係るテーマを放映	B	・広報紙 その時々合うテーマを取り上げた「人権コラム」を毎年3回程度（2・6・9月）、また、紙面の1・2面を使った全般的な人権啓発特集を所管課の求めに応じ毎年12月に掲載している。 特に令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害を防止する目的で例年よりも相談窓口の案内など記事を増やし、状況を見ながら柔軟に対応した。 ・ホームページ 広報紙のPDF版をホームページに掲載し、人権啓発特集を含め閲覧できるようにしている他に、所管課が作成した各種相談窓口や人権啓発に関するページを公開している。 ・ケーブルテレビ 定期的に、各種相談窓口のお知らせをテロップ情報で映し出し、キャスターがナレーションで紹介した。
人権同和・男女共同参画課	・区民等を対象にした啓発冊子「人権感覚」の作成・配付 ・人権に関する意識調査の実施	A	区報・ホームページ・SNS等のさまざまな情報発信ツールを使い、啓発記事の掲載を行い、意識啓発を行った。 また、「人権感覚」等の啓発冊子については、イベント等で広く区民に配布し、人権意識の高揚を図ることができた。
広報広聴担当	人権相談 ・すみだ区民相談室の法律・人権相談：毎週月・水・金	B	人権相談については、区民の基本的な人権を守り、人権尊重思想の普及・高揚を図るため、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が区民からの相談に応じている。令和2（2020）年度は、コロナ禍において一時休止した期間はあるものの、感染予防策を講じながら業務を継続し、区民のニーズに対応した。
厚生課	権利擁護法律相談 ・社会福祉法人墨田区社会福祉協議会の権利擁護相談等への支援	A	墨田区社会福祉協議会の弁護士による法律相談、成年後見制度利用や福祉サービスの利用援助等の各種相談を行うため支援を行った。

12 職員研修			
所管課名	施策	評価	評価の理由
職員課	人権関係研修の実施 ・職層研修 ・特別研修 ・職員研修	B	平成28(2016)年度から令和3(2021)年度にかけて、新任職員、現任職員、係長級職員及び一般職員を対象として、人権問題や男女共同参画等に係る研修・講演会を実施した。参加者アンケートでは理解度・好感度共に良好であった。令和2(2020)・3(2021)年度はコロナ禍の影響で、一部集合研修からeラーニング研修に切り替えて実施した。

世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日第3回国際連合総会採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力によ

る生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（昭和22年5月3日施行）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の

刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

墨田区女性と男性の共同参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 性別による差別の禁止等（第9条）

第3章 基本的施策（第10条—第13条）

第4章 苦情調整機関（第14条—第21条）

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会（第22条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

付則

日本国憲法にうたわれている個人の尊厳と両性の本質的平等は、すべての人に保障されている権利であり、その権利の実現は、私たち墨田区民の共通の願いでもある。

墨田区は、中小企業や自営業者が多く、その中において女性は、事業経営に積極的にかかわりつつ、家庭生活、地域活動等において重要な役割を果たし、下町すみだの発展を支えてきた。

墨田区では、このような地域性を踏まえつつ、これまで男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策を着実に推進し、性別による差別の解消に努めてきた。

しかしながら、現代社会には、家庭、職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、今なお存在し、その解消が急務となっている。

また、本格的な少子高齢化の進展、家族形態及び雇用形態の多様化等に適切に対応し、一人一人が輝くまちすみだとして発展していくためには、性別を問わずその個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることが重要である。

私たちは、性別により差別されることなく、地域の中で、お互いの人権を尊重し、女性と男性が共に責任を分かち合う男女共同参画社会を形成し、もって個人の尊厳と法の下での平等を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 女性及び男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって女性及び男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、女性又は男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (3) 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (5) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。
- 3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会

のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者及び地域団体の協働)

第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

第2章 性別による差別の禁止等

(性別による差別の禁止等)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「ドメスティック・バイオレンス」という。)を行ってはならない。
- 3 何人も、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害し、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること(以下「セクシュアル・ハラスメント」という。)をしてはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(行動計画の策定)

第10条 区長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者、地域団体等の

意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第22条に規定する墨田区男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況について、年次報告書を作成し、区民に公表しなければならない。

(推進施策)

第12条 区は、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策

(2) 家庭、職場、学校、地域社会等において性別による役割の固定化又は差別的な取扱いを受けることにより、社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずる施策

(3) 女性と男性が、共に協力し合うことにより、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立することができるよう必要な支援に関する施策

(4) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場における男女共同参画社会の形成への取組に対する必要な支援に関する施策

(5) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の防止及びこれらの被害者に対する支援に関する施策

(6) 事業者に対する雇用の分野における情報の提供その他の必要な支援に関する施策

(7) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な施策

(拠点施設)

第13条 区は、男女共同参画社会の形成に関し、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集その他の男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設を設置するものとする。

第4章 苦情調整機関

(設置)

第14条 区長は、次条第1項に掲げる事項について、区民、事業者及び地域団体（以下「区民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するため、墨田区男女共同参画苦情調整委員会（以下「苦情調整委員会」という。）を設置するものとする。

(申出の範囲)

第15条 区民等が、苦情調整委員会に申し出ることができる事項の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 性別による差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項又は侵害されるおそれがあると認められる事項に関する

ること。

(2) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、区民等は申出をすることができない。

(1) 裁判において係争中の事項又は判決等のあった事項

(2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項

(3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項

(4) この条例に基づく苦情調整委員会の判断に関する事項
(所掌事務)

第16条 苦情調整委員会は、区民等からの申出について、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項に係る調査又は区民等に対する調査に係る協力要請 に関する
こと。

(2) 前号の調査（前条第1項第1号に規定する事項に係る調査に限る。）に基づき行われる関係者に対する助言、指導、是正の要請及び意見の表明に関すること。

(3) 第1号の調査（前条第1項第2号に規定する事項に係る調査に限る。）に基づき行われる是正措置等を求める勧告又は改善意見の表明及び当該勧告又は改善意見の公表に関すること。

(職務の遂行)

第17条 苦情調整委員会は、前条に規定する事務を行うときは、合議によりその決定を行うものとする。

(定数等)

第18条 苦情調整委員会の委員（以下「苦情調整委員」という。）の定数は3人以内とし、男女共同参画社会の形成に関し優れた人格・識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(兼職の禁止)

第19条 苦情調整委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員、政党その他の政治団体の役員又は苦情調整委員会の公正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると区長が認める職を兼ねることはできない。

(委員の任期)

第20条 苦情調整委員の任期は2年とする。ただし、苦情調整委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情調整委員は、再任されることができる。ただし、在任期間は、連続して2期を超えることができない。

(守秘義務)

第21条 苦情調整委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 墨田区男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画施策を推進するため、区長の附属機関として、墨田区男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 推進委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行動計画の策定又は変更及び男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査し、及び審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画施策の実施状況について調査し、及び審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第24条 推進委員会の委員(以下「推進委員」という。)は、15人以内とし、男女共同参画社会の形成について学識経験を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあつては、その代表者)、地域団体の代表者等の中から、区長が委嘱する。

- 2 推進委員は、女性又は男性のいずれかの一方の性が委員の総数の6割を超えてはならない。

(委員の任期)

第25条 推進委員の任期は2年とする。ただし、推進委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 推進委員は、再任されることができる。

(関係機関等への協力要請)

第26条 推進委員会は、必要に応じて、区民等その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席、意見、説明又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会の設置)

第27条 推進委員会に部会を置くことができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成18年10月1日から施行する。

墨田区人権啓発基本計画

令和4（2022）年～令和13（2031）年

令和4年3月発行

発行：墨田区総務部人権同和・男女共同参画課

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

TEL：03-5608-6322

FAX：03-5608-6934